

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第57号

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「昭和25年法律第144号）」の次に「の規定」を加え、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。